

移動等円滑化取組報告書（船舶）

（2019年度）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の6及び同法施行規則第6条の6の規定に基づき、次のとおり公表します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 船舶を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる船舶	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新造船（みせん丸代替船）	・導入する新造船は、バリアフリー基準に適合した船舶とする。(2025年度)	計画を継続中

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗船時の介助や誘導等の支援を行う係員の配置	乗船時の移動経路上に介助や誘導等の支援を行う係員を配置しており運用上の問題があれば必要に応じ見直しを行う。(2019年度)	2019年度は計画を実施したが、運用上の問題はなかった

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運行情報に関する専用モニターの設置	当社が保有する船舶3隻全ての上甲板客室に設置している運行情報に関する専用モニターを使用する。(2019年度)	2019年度は計画を実施した

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	すべての船員に対して、国土交通省が定める交通事業者向け接遇研修プログラムに準拠した研修を行う。(2019年度)	すべての船員に対し視覚障害者及び車椅子対応訓練を行った

（2）移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・船内での移動を円滑にするため申し出があれば貸し出せるよう、車椅子2台を宮島口に配備し定期的に整備した。 ・ウェブサイトにて会社へのお問い合わせ先を掲載しているが、利用者から意見は寄せられなかった。
--

（3）その他

特になし

II 船舶の移動等円滑化の達成状況（船舶ごとに記入）

（2020年3月31日現在）

船名	船舶番号	船種	総トン数	旅客定員	建造年月日	就航航路	供用開始年月	公共交通移動等円滑化基準適合の有無	乗降設備への対応	基準適合客席の設置数	車椅子スペースの設置数	乗降口と客席との間の経路の対応
みせん丸	134760	汽船	総トン210	800	H8年4月17日	宮島口～宮島間	H8年4月		○	219	3	
みやじま丸	140207	汽船	総トン254	800	H17年12月15日	宮島口～宮島間	H18年1月		○	182	8	○
ななうら丸	142703	汽船	総トン268	800	H28年9月7日	宮島口～宮島間	H28年9月	○	○	180	8	○
(合計) 隻								1隻	3隻	581席		2隻

客席と船内旅客用設備との間の経路の対応	便所への対応	食堂への対応	売店への対応	遊歩甲板への対応	点状ブロックの設置の有無	運航情報提供設備の設置の有無	案内設備の設置の有無
	×	—	—	×		○	
○	○	—	—	○	○	○	○
○	○	—	—	○	○	○	○
2隻	2隻	隻	隻	2隻	2隻	3隻	2隻

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

移動等円滑化取組計画書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の6及び同施行規則第6条の6の規定に基づき、次のとおり公表します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・当社が保有する船舶3隻のうち、1隻（みせん丸）はシルバールームを設置しているもののバリアフリー対応となっていないため代替船を新造する際には、バリアフリー基準に適合した船舶とする。
- ・みやじま丸は、バリアフリー基準は満たすものの、検査官による検査は未受検であるため、2020年度内に受検する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ①乗船時に係員が安全な乗船のための支援を実施する。
- ②文字の大きさ、文字と背景色の組み合わせ、多言語での表示など情報提供を考慮した運航情報モニターを、保有する船舶3隻に設置しており今後の運用状況を見て問題があれば改善する。
- ③必要に応じて旅客支援を実施できるよう引き続き全ての船員に対して、国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修プログラム」に準拠した研修を四半期毎に行い反復訓練を行う。（2019年度/視覚障害者、2020年度/聴覚障害者）
- ④JR 宮島口駅から乗船口までのバリアフリールートをウェブサイトに掲載する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
新造船（みせん丸代替船）	・導入する新造船は、バリアフリー基準に適合した船舶とする。 (2025年度)

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗船時の介助や誘導等の支援を行う係員の配置	乗船時の移動経路上に介助や誘導等の支援を行う係員を配置しており運用上の問題があれば必要に応じ見直しを行う。(2020年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運行情報に関する専用モニターの設置	当社が保有する船舶 3 隻全ての上甲板客室に設置している運行情報に関する専用モニターを使用する。(2020年度)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	すべての船員に対して、国土交通省が定める交通事業者向け接遇研修プログラムに準拠した研修を行う。(2020年度)

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・船内での移動を円滑にするため申し出があれば貸し出せるよう、車椅子 2 台を宮島口に配備し定期的に整備する。 ・ウェブサイトにて会社へのお問い合わせ先を掲載し、寄せられた利用者の意見を社内で共有するとともに、取り組みの改善に活用する。
--